

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月24日（木）午後1時30分から午後2時15分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 9名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田一幸		7番	中島牡雄	(会長)
2番	(欠員)		8番	五月女秀作	
3番	飯塚真砂美		9番	大貫勇一	
5番	川島幸雄		10番	濱野一郎	
6番	高澤憲司		11番	金子重弥	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地利用集積計画（賃貸借権設定）  
議案第5号 農地利用集積計画（使用貸借権設定）  
追加議案 会長代理の互選について

### 5. 農地利用最適化推進委員 13名

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原繁  
事務局次長 根岸紀夫  
主任 高見直輝（書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、9月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	10番 濱野一郎委員、11番金子重弥委員のご兩人にお願いします。
	なお、本委員会への欠席については、ございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。はじめに、受付番号476号及び477号については、
	必要書類が間に合わないことから、9月18日付で取り下げ願いが
	提出されております。従いまして、受付番号476号及び477号
	については、斜線を引いていただき、9月18日取下げと記入して
	下さい。それではご説明いたします。受付番号472号では、申請
	農地は、譲受人の自宅や現在耕作している農地に近接しており、利
	便性がとても良く、今後、耕作を行うことから、所有権を売買する
	ものです。受付番号473号では、申請農地は、すでに譲受人が耕
	作を行っており、また、譲受人の自宅から近く、現在耕作している
	農地にも近接していることから管理もしやすく、利便性が良いとの
	ことです。今後も耕作を行っていくことから、所有権の贈与を受け
	るものです。受付番号474号では、申請農地は、すでに譲受人が
	耕作を行っており、現在耕作している農地に隣接している農地とな
	っています。譲渡人は、申請農地が、自宅から遠く、今後耕作がで
	きないことから今回、譲受人へ贈与するとのことです。受付番号4
75号では、申請農地は、譲受人の自宅や現在耕作している農地に	
隣接しており、利便性がとても良く、今後、耕作を行うことから、	
所有権を売買するものです。また、各号とも申請の事由は、農業経	
営の拡張で問題ないと思われま	
す。その外、機械、労働力、技術、	
通作距離、耕作状況等についても問題がないと思われま	
す。以上に	

	より、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
5番	受付番号472号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号473号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
事務局	受付番号474号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを

	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。 以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
事務局	受付番号475号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。なお、新郷地区については、事務局より報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号478号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号478号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。申請農地は、昭和45年以前より宅地利用されていた場所とのことです。今回、子供が敷地内で住宅の建築を計画したことで、改めて、自分の土地を調査したところ、申請農地を宅地として使用していたことが判明し、現況に合わせる



(議案第3号)	ことに決定いたします。
	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。なお、新郷地区については、事務局より報告をお願いします。
	事務局
	事務局より説明いたします。
	<p>受付番号479号から485号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。はじめに、受付番号484号及び485号については、必要書類が間に合わないことから、9月18日付で取り下げ願いが提出されております。従いまして、受付番号484号及び485号については、斜線を引いていただき、9月18日取下げと記入して下さい。それではご説明いたします。受付番号479号、480号及び482号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号481号及び483号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。受付番号479号から483号のすべては、自己用住宅を設けるものです。479号では、譲受人は現在、さいたま市で会社が所有する宿舎に妻、子の3人で暮らしています。この宿舎からは今年度中に退去しなければならず、住宅建築の場所を探していたとのこと。申請農地は、譲渡人である母親が所有し、実家のすぐ南側に位置し、とても好立地とのこと。なお、実家の住宅には、譲受人の弟がすでに同居していることから、今回の農地で申請することになったものです。480号では、譲受人は、現在、市内のアパートで、妻、子の3人で暮らしています。昨年子供が生まれ、今後の生活を思い、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、近年、新規の住宅が建ち並び、周辺には国道125号線や大型ショッピングモールがあるなどとても住環境が良いことから申請するものです。481号では、譲受人と譲渡人は親子で、現在、同居しています。今の居住地は、母と弟の名義であることから、今後のことを思い、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、以前、実家のあった場所で、その宅地部分と今回の申請農地を含めて、自己用住宅を設けるため申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（通称：青地）にあることで、令和2年6月に、農用地区域からの除外の許可を受けております。482号では、譲受人は現在、久喜市のアパートで妻、子の3人で暮らしています。昨年子</p>

	<p>         供が生まれ、今後の生活を思うと、自分の住宅の建築を考えていた          とのこと。申請農地の周辺には、須影小学校、南羽生駅、国道          122号・125号線が通っているなどとても住環境が良いことか          ら、今回申請するものです。483号では、譲受人と譲渡人は親子          となっています。譲受人は、現在、市内にある借家で妻、子ども二          人の4人で暮らしています。子供も大きくなり、今の住まいでは手          狭になっていることから、自分の住宅の建築を考えていました。申          請農地は、譲渡人である父親の自宅のすぐ西側に位置し、相談した          ところ建築しても良いことになり、今回申請するものです。今後は、          お互いに協力し、安心して暮らすことのできる最適な場所とのこと          です。また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えま          す。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供すること          の確実性等についても、問題ないと考えます。          以上で事務局からの説明を終了させていただきます。       </p>
3番	<p>         受付番号479号について調査報告いたします。       </p>
	<p>         まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）          過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書          類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。          申請地は、（詳細に説明）です。          なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。          私は、さいたま市に住む54歳になるものです。現在は借家          に住んでいますが、年度内に退去せざるを得ないため、実家          の所有地に専用住宅を建てたく、本件申請を行うものです。配置図          のとおり、実家の南側の畑に専用住宅を建てたいと考えていますが、          用地選定及び敷地設定の理由は次のとおりです。実家は農家住宅で          あり、弟が後継者で母と居住しているが、既存の農家住宅敷内に住          宅を建築することを弟に拒絶されました。市道は建築          基準法上の道路ではないため、敷地は北側の市道に接しなければな          らないが、既存の農家住宅敷内は通路を設置することが困難な土地          利用の現状にあります。そこで、やむを得ず、便宜的に既存の車庫          を専用住宅の附属建築物として扱うことが可能な敷地設定とし、こ          れを含めて敷地全体として500㎡以内としました。          の土地は公簿地目上宅地であるが、利用状況は宅地となっていませ          ん。当該部分は現況宅地部分よりも40～70cm程度低いいため水          害リスクがあり、また、形状も住宅敷地に適さないことから、本件          申請地を宅地に転用するのに併せて畑に転換したいと思えます。以          上の事情をお汲み取りの上、よろしくお取り計らい下さいますよう       </p>



9 番	受付番号 4 8 2 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、久喜市菖蒲町菖蒲のアパートにて家族 3 人で生活しておりますが、昨年子供が産まれたこともあり、今後の生活を考えると現在の住まいでは手狭となるため十分な広さの住居を構えたいと思っておりました。私の勤務先が羽生市内であるため、羽生市内で駐車場を 2 台以上確保できて、保育園や小学校からも近く、生活に便利な土地を探しておりましたところ、羽生市大字須影地内の今回の申請地を譲っていただけることになりました。こちらの土地であれば通勤時間が現在よりも非常に短くなり、また、希望していた小学校も近くにあり、子供が生活していくにも便利な場所であるため、ぜひこちらの土地に住宅を建てたいと思っております。また両隣が農地ですが、周辺をブロックで囲い農地と分断するため、既存農地に影響を及ぼす恐れもございません。何卒、ご許可願いたくよろしくお願ひいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。
1 1 番	受付番号 4 8 3 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は 4 4 歳になる電気工事業を営む者で、現在は妻と子供 2 人の 4 人家族で借家に住まいしております。子供たちも大きくなり、手狭になったうえ、借家の契約を来年 5 月 3 1 日をもって終了したいという貸主さんの意向を受け、この際新居を設けようと考え、申請地を敷地とすることを地権者である父と相談して決めました。申請地は、実家に隣接しており、将来にわたって安心して居住できる最適地です。以上の事情をお汲み取りの上、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願ひします。

	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第4号)	続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(貸
(議案第5号)	貸借権設定)及び議案第5号 農用地利用集積計画(案)(使用貸借権)設定については、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。ただし、議案第4号の番号14号から17号、30号から35号、議案第5号の番号56号、70号及び74号から76号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、裁決に際しましては、
	の
	退席を求めることとなります。それでは、事務局の報告をお願いします。
事務局	議案第4号及び議案第5号 農用地利用集積計画(案)について説明させていただきます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心して農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっております。今回の議案事項となっております。それでは、議案第4号についてご説明いたします。表の見方といたしまして、左から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」「所有者住所」と続き、「対象農地」の情報となります。議案第4号につきましても、農家の方同士での農地の貸借借権の設定を行うものです。15ページをご覧くださいと思います。表の右下側に合計がございます。新規設定、再設定の人数 合計67名、面積
	田 202,741㎡ 畑 68,041㎡ 合計
	270,782㎡です。つづきまして、16ページの議案第5号につきましても、農家の方同士で農地の使用貸借権を設定するものになります。26ページをご覧くださいと思います。表の右下側

	<p>に合計がございます。新規設定、再設定の人数の合計90名、面積  田 82,992.02㎡ 畑 91,245㎡ 合計  174,237.02㎡となっております。以上で、議案4号及び  議案第5号 農用地利用集積計画(案)についての説明を終了させて  いただきます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
議 長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。</p> <p>なお、議案第4号については、先ほど申し上げましたとおり、議事  参与の制限等に該当するため、 の退席をお願いします。</p> <p>(委員の退室)</p> <p>それでは、ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願  います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第4号 農用地利用集積計画(案)  については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、  「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4号 農用地利用集積計画(案)  については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたい  と存じます。それでは、 の入室をお願いします。</p> <p>(委員の入室)</p> <p>(議案第7号) 続きまして、議案第5号についても、議事参与の制限等に該当する  ため、 の退席をお願いします。</p> <p>(委員の退室)</p> <p>それでは、ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願  います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用集積計画(案)  については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、  「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積計画(案)  については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申いたしたい  と存じます。それでは、 の入室をお  願います。</p>

	(委員の入室)
(追加議案)	<p>続きまして、追加議案についてを議題といたします。本案件は、会長代理であります 委員の逝去に伴い、会長の職務を代理する委員を互選するものであります。会長代理の互選については、どのような方法によるべきか、ご意見のある方は、ご発言を願います。</p>
5 番	議長に一任します。
議 長	議長一任の声がありますが、議長が指名することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
	<p>ご異議なしの声がありましたので、会長代理につきましては、農業委員としての経験が長く、農業の識見もあることから、</p>
	「五月女 秀作」委員を指名いたします。ただいま指名しました
	「五月女 秀作」委員を会長代理に決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
	<p>ご異議なしの声がありましたので、会長代理につきましては、</p>
	「五月女 秀作」委員に決定いたします。会長代理に決定しました、五月女委員より、一言あいさつをお願いします。
	(一言あいさつ)
	<p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第9号の規定による届出書の確認
	<p>についてでございますが、これは耕作を行う者が、農業用施設用地として農地を使用する場合、面積 2アール未満までについては、農業委員会へ届出を行うこととなっているものです。届出になりますので、委員様の調査・審議がございませんので報告とさせていただきます。今回、子供の住宅の建築を計画したことで判明し、現況に合わせるため、農業用倉庫敷として届出を行うものです。</p>
	報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認
	<p>についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査・審議がございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として5件、共同住宅敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p>
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定に係る合意解約となりま

	<p>すが、6件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項4 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについてでございますが、これは先月8月11日受付、25日の定例会での案件で、自己用住宅を設ける目的でした。しかしながら、譲渡人の事情により、施設の設置が遅れてしまうことから、先月、取り下げを行ったものです。なお、準備が整ったことから、今月の議案第3号 受付番号483号において、再度申請を行っております。</p> <p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧について（8月分）でございますが、これは県の許可がありました8月分でございます。</p> <p>右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が9件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく、申し上げます。</p> <p>① 10月の定例農業委員会の日程について</p> <p>② 農地相談会について</p> <p>③ 「赤い羽根募金」について</p> <p>④ 義援金の協力について</p> <p>⑤ 農業委員会県外視察研修の中止について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和2年 9月 24日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>	